

相続登記制度が新しくなりました

不動産の所有者が亡くなって相続登記がされないと、登記簿を見ても持ち主が分からず、復旧・復興事業や取引を進められないという問題が起きています。

この「所有者不明土地問題」を防ぐための法律が令和3年4月に成立し、各種の法改正や新たな制度が新設されました。



不動産登記推進イメージキャラクター「トウキツネ」

相続登記が義務化されます！

相続によって不動産を取得した相続人は、その**所有権の取得を知った日から3年以内に登記の申請**をしなければならないこととされました。

この義務化は**令和6年4月1日**からスタートします。

なお、この登記申請義務は、**令和6年3月31日以前に死亡した人の相続についても適用**されます。この場合は、令和6年4月1日から3年以内に登記の申請をしなければならないこととされています。

- 正当な理由なく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科せられる可能性があります。
- 相続登記義務を簡易な方法で果たすための「相続人申告登記」も新たに設けられます。



詳しくは…

なくそう所有者不明土地



相続土地国庫帰属制度が始まります！

土地を相続したものの、その土地を手放したいという人が増えていることから、その土地を国が引き取る制度が新設されました。

この制度は**令和5年4月27日**からスタートします。



引き取りには一定の要件があり、建物や障害物のある土地、境界の争いのある土地など、法律に定められた一定の事実が存在する土地は引き取り不可となっています。



詳しくは…

相続土地国庫帰属制度



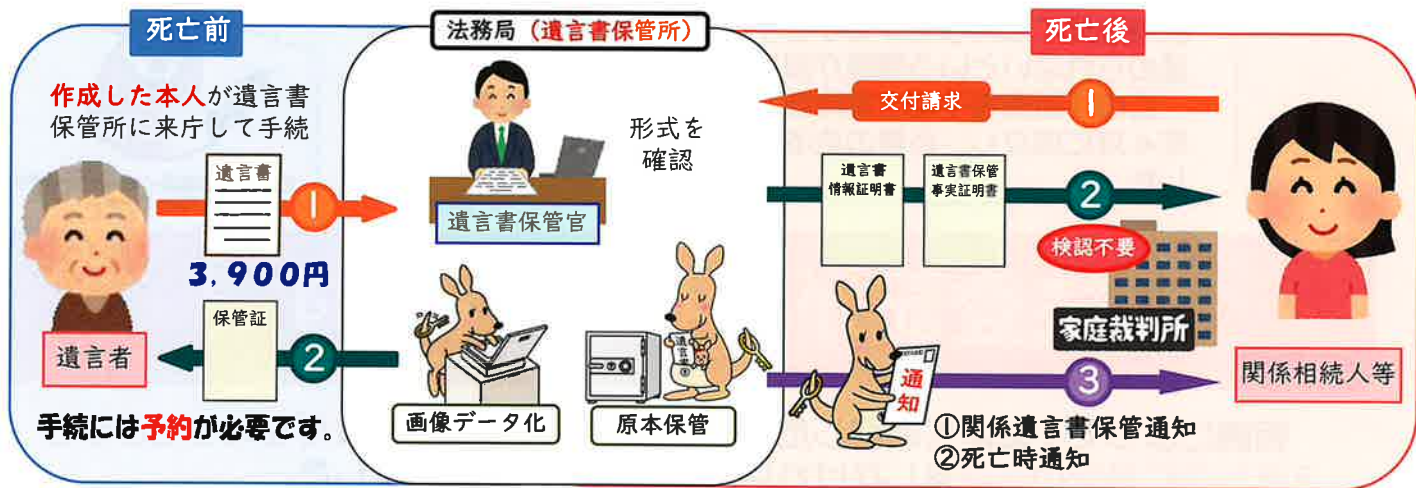
相続に関する制度のご紹介

— 法務局が提供するサービス —



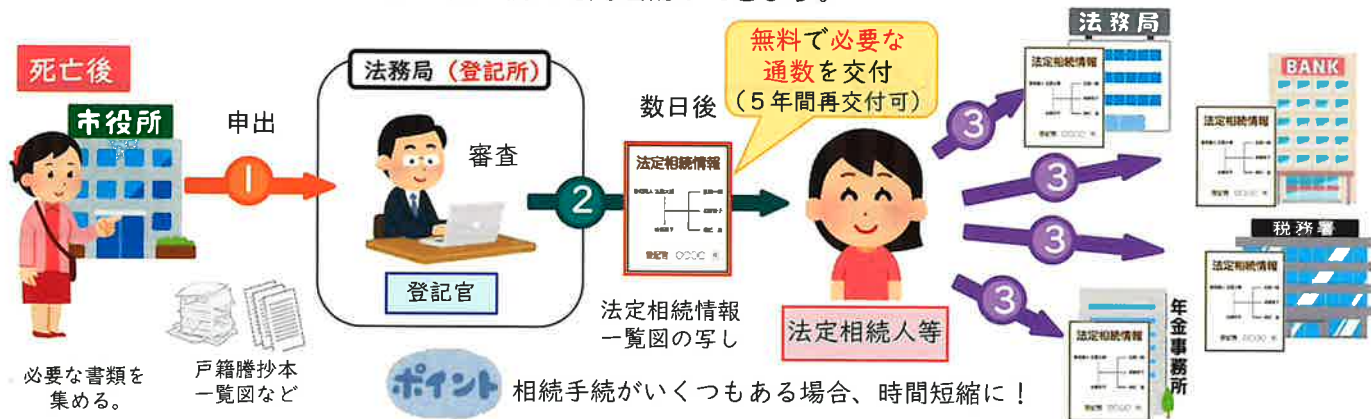
自筆証書遺言書保管制度

遺言者からの申請により、作成した自筆証書遺言書を法務局が保管し、遺言者が死亡したとき、その遺言書に関する各種証明や関係相続人等に対する通知を行っています。



法定相続情報証明制度

相続が発生し、行政機関や金融機関等に対して相続に関する各種手続が必要となった場合、法務局が法定相続人が誰であることを証明した書面を交付します。これにより、各機関における手続において戸籍の使い回しをする必要がなくなるため、各種手続の時間短縮ができます。



詳しくは…

自筆証書遺言書保管制度

法定相続情報証明制度



お問合せは、お近くの法務局へ

松山地方法務局

本局	☎ 089-932-0888
大洲支局	☎ 0893-50-5056
西条支局	☎ 0897-56-0188
四国中央支局	☎ 0896-23-2407
今治支局	☎ 0898-22-0855
宇和島支局	☎ 0895-22-0770
砥部出張所	☎ 089-962-2140

※ 具体的な手続案内は予約制になっています。

※ 個人での手続が難しい方は、**弁護士・司法書士・土地家屋調査士**など、専門家への相談を御検討ください。